

もくじ

原 田 完 議員 代表質問・・・1
島 田 敬子議員 代表質問・・・13
他会派の代表質問項目・・・・・・24

●京都府議会 2016 年 9 月定例会が 9 月 12 日に開会し、9 月 15 日に日本共産党の原田 完議員、島田敬子議員が代表質問を行いました。代表質問と答弁の概要を紹介します。

9 月定例会 代表質問

原田 完（日本共産党 京都市中京区）

2016 年 9 月 15 日

【原田】日本共産党の原田完です。

この間いくつもの台風による甚大な被害が東北、北海道に発生しました。川の氾濫や土砂災害などで多くの方が被災され、深刻な農業被害も発生しています。お亡くなりになられた方々にご冥福と被災された方々にお見舞いを申し上げます。同時に、1 日も早い復興を祈念するものです。

それでは、議員団を代表して知事並びに理事者に質問いたします。

府民の安全と平和を守るために安保法制に反対を

【原田】最初に、府民の安全と平和を守る問題についてお聞きします。

安倍内閣は、内戦状態にある南スーダンの国連平和維持活動に派遣予定の陸上自衛隊に対し、襲撃されている他国軍などへの加勢・支援に向かう「駆け付け警護」と「宿営地共同防護」の訓練を開始しています。

今年 3 月に施行された安保法制を、いよいよ本格運用の段階に移行させようとする危険なたくらみです。二つの任務とも、これまでの PKO 法の枠を超えた武器使用の拡大を認めています。派遣時に新任務が付与されれば、日本の国と国民を守る専守防衛の思いで入られた自衛官が、戦後初めて「殺し、殺される」という極めて深刻な事態に直面しかねません。すでに 2013 年には、南スーダンに派遣された福知山の部隊の宿営地に実弾が撃ち込まれています。

京都府内には多くの自衛隊基地があり、この舞鶴にも自衛隊員とその家族の方が 1 万人近くおられます。府民である自衛隊員の命が脅かされようとしています。私たち共産党は、自衛隊員をはじめすべての人々の命が脅かされることに強く反対します。

軍港だった舞鶴港を平和都市に再生させるため、法律「旧軍港都市転換法」、軍転法が住民投票を経て施行されて今年で 66 年になります。この法律の目的は「平和日本実現の理想達成に寄与すること」とあり、舞鶴が平和都市として再生するために都市基盤の整備を支援するものであり、戦争に対する深い反省のもと制定されました。この願いを今こそ生かすべきではないでしょうか。

安保法制が執行されたもとで、府内の自衛隊の海外への派遣も考えられます。知事は、府民の安全と平和を守るために安保法制に反対すべきではないでしょうか。お答えください。

【知事・答弁】原田議員のご質問にお答えします。安保法制についてでありますけれども、まず、この期にありまして、舞鶴の海上自衛隊、福知山の陸上自衛隊、そして経ヶ岬分頓基地の航空自衛隊をはじ

め、全国の、また京都の自衛官の皆様には、我が国の防衛はもとより、近年多発している災害対応にも大変なご協力をいただいております。心から感謝しているところであります。安保法制というのは、まさに我が国の全体の防衛に関わる事項でありまして、国家のあり方、国家の基本に関する問題であります。今も国際社会に背を向け核実験を行い、ミサイルを発射するなど、そうした国が近隣にある中で、我が国の安全に大きな脅威が生じております。いかにすれば多くの国との協同のもとで安全を確保できるか、これは国家や政府において、まさに真摯に議論をし、決定されなければならない問題でありまして、そのもとで説明責任が果たされるべきものと考えております。何よりも平和裏に解決されるべきでありますけれども、複雑な外交戦略や交渉が必要でありまして、その中でできる限り建設的な議論が行われることを望みたいと思います。

【原田・指摘】 ご答弁をいただきましたけれども、やはり憲法9条にもとづく平和的な活動が基本です。同時に、今自民党安倍政権が軍事拡大で海外の戦闘地域に自衛隊員を派遣していくことには断固反対です。さらに、北朝鮮の核実験や弾道ミサイル開発など、終わりのない軍拡競争が強まっている事に抗議するものです。丹後の米軍Xバンドレーダー基地も標的にされる危険が一層高まります。知事も言われたように、平和交渉、平和外交こそ求めるべきです。そのことを指摘をし次の質問に移ります。

知事は中小企業が厳しいという認識を持っているのか 地場産業・伝統産業へのボトムアップのための支援が必要

【原田】 次に、アベノミクスの破たんによる京都経済について、知事の認識を伺います。安倍政権が8月2日に閣議決定した「未来への投資を実現する経済対策」の28兆1000億円の主な内容は、リニア中央新幹線の大阪延伸の前倒しや、北陸新幹線を目玉とするなど大型プロジェクトが中心です。28兆1000億円のうち、アベノミクスの効果で「果実」と言われる税収増で賄われるのは1兆円程度です。国民にとっては新たな借金増となり、私達に転嫁することに他なりません。

今年4月～6月期の国内総生産（GDP）は、個人消費は伸び悩み、企業の設備投資は減少しているのに、安倍首相は「好循環が回り始めた」と言っています。

今回の経済対策は、国と地方の借金を増やし、ばらまきを進めるものです。その一方で、75歳以上の医療費の窓口負担を2割に引き上げることや、介護保険の要支援者サービスの保険外しなど、私たちの暮らし破壊のオンパレードそのものです。そのような国民への借金を増やすアベノミクスをどう評価されるのですか。見解をお聞かせください。

知事は、アベノミクス経済政策を支持し、これまでから先取りしたような施策を講じてこられたのではないかと思います。しかし、毎年12月に発表される税務統計では、資本金10億円以上の大企業は4年でV字回復、赤字企業数は約50%から20%に大幅減少しています。この20%の企業も累積赤字があるために赤字決算となっていますが、単年度ではほとんどが黒字と聞き及んでおります。

一方、資本金5000万円以下の企業は60%、それ以下の企業はこの10年で70%を超える企業が赤字決算のままというのが現実です。

知事は、この現実をどう認識しているのでしょうか。これでも回復基調と言えるのですか。京都府は99.8%が中小企業であり、「この中小企業が厳しい」という認識を持っていますか。

低迷する日本経済を国民本位に立て直すには、消費税増税を中止し、富裕層や大企業に応分の負担を求めること、社会保障や教育、子育てに重点を置くこと、ブラックな働き方をなくし、非正規から正規社員へ雇用を転換することなどが必要ではないでしょうか。

今日は舞鶴での議会でもあり、府北部地域に根ざした経済対策についてお伺いします。

北部に唯一本店のある北都信金の調査によるとD I値（景気動向）は9.9ポイント低下しています。府北部の平成26年の小売り従業員数は7年前と比べて、マイナス7672人、販売額は1057億円も減っています。舞鶴商工会議所等がまとめた4月～6月期の景況調査では、小売り、水産加工が二期連続でマ

マイナス 50~60 と悪化です。建設業もマイナス 72.2 となっています。

丹後ちりめんの生産高は、最盛期の 3% 台と深刻な事態となっており、3 年前の家内労働法の最低工賃の引き上げも残念ながら貫徹されていません。

知事はこれまで「京都経済は回復基調にある」との認識を示してきましたが、北部の中小企業経営状況を見れば、まだら模様にあっても悪いところが多ければ景気は深刻なのです。まだら模様でごまかさず、現実を直視することです。知事は北部の景況感をどのように見られているのでしょうか。見解をお答えください。

私は、この間、丹後、中丹振興局管内の地場産業や伝統産業などに取り組んでおられる方々のお話を聞いてきました。宮津商工会議所では、既存の地域産業の振興、観光産業と宮津魚市場、宮津の練り物と地域産業を生かした振興策に努力してこられましたし、丹後織物工業組合の機友会の若手メンバー有志で海外デザイナーとの交流や素材提供の追求等が行われていました。

福知山市では府指定無形文化財になっている漆と和紙の復活に取り組まれ、漆掻き手の修行をしている方は、役場の宿直で現金収入を得ながら修行をしています。明治時代には 200 軒あった大江の和紙作りが今や 1 軒です。後継者育成、原材料の楮栽培でご苦労されながら、文化財修復に欠くことのできない寒作り和紙などで奮闘しています。

夜久野や宮津などの地場産業や伝統産業に対して、どのように支援されますか。また、地域に根差した産業振興を進め、伝統技術の継承を行うために、基礎自治体にしっかり根を張った地域経済対策が必要です。国の「地方創生」の「目玉」とされる新型交付金の活用は、観光とベンチャー、新産業が中心となっていますが、現場にしっかりと根の張った基礎的産業へのボトムアップを行うための支援が必要だとは考えられませんか。知事の認識をお聞かせください。

加工賃の引き上げ支援や伝統産業生産基盤支援事業の拡充を 漁業への直接支援、地産地消や消費拡大へ思い切った支援を

【原田】次に、織物業、水産業対策の強化について質問します。

織物業の精練工場も丹後で 3 社あったのが、丹後織物工業組合と、もう 1 社となっています。賃機の業者は朝から夜まで織機を動かし、夜には節取り作業など深夜の 12 時近くまで働いても生活がギリギリの状態です。家内労働法の最低工賃の改訂も 3 年前に共産党の国会での迫及のもと、実現しましたが現在の経済情勢で引き上げも足踏み状態です。

京丹後市ではスパイダーシルクの研究も始まっていますが、当面の対策には叶っていません。しかも、原材料の生糸は円安影響で高値張り付きのまま、生糸の品質は低下し、節があつたり、撚りが弱かつたりと、より負担のかかる事態となっています。新たな芽として、既存の技術を生かしたテキスタイル等の新たな取り組み、フランスの誰でもが知っている有名メーカーのデザイナー等を丹後に呼んで、製品と製造現場を見せたり、また、丹後の織技術を生かした炭素繊維織物での取り組みが 5 年目に入っています。しかし、得意とする模様織技術を生かした製品は、展示会等では注目を集めています。製品として流通するには至っていません。

今年は、丹後ちりめん 300 年のメモリアル事業が取り組まれています。例えば、パリコレ等への素の提供できるような「見本」の生産に対する助成の拡充など、成功のための支援が求められています。和装の普及促進、販売、新規雇用の技術習得への支援制度を強化、さらに、雇用主への助成制度の拡充、工賃の引き上げの支援が必要です。いかがですか。お答えください。

同時に、若手経営者が設備の更新や修繕を考えても、資金繰り等で厳しく、現在も紋紙の織機で生産している状況もあり、伝統産業生産基盤支援事業の拡充が必要です。どのように考えておられますか。お答えください。

先日、府漁協の幹部の方にお話しを聞きました。「海洋センターへの支援は行われているものの漁業者

への支援は全くありません」とおっしゃっていました。共済や燃料での一定の制度はありますが、連続した漁獲量の減少、魚価の低下への保障はありません。海の学舎の新規参入の支援がありますが、漁業で食える状況となっていません。

知事は、京都漁業の厳しい現状についてどのような認識でしょうか。沿岸漁業の中心である定置網では、すでに本所浜は定置網が無くなり、さらに2つの地域の定置網の存続が危ぶまれるほど厳しい事態となっています。1つは、資金繰りが厳しく、漁網の更新が出来ず、他の定置の古い網を譲り受け、修理しながらの操業です。もう1つは、2箇所ある定置網の1つは操業せずに放置したままで、定置網の経営そのものが厳しい事態となっています。

今回の「経済対策」で、京都府は2隻の新造船に対して助成が付きそうだと聞きますが、船なら20年ぐらいは更新しなくても良いが、漁網はこまめに手入れをしても再投資の時期はすぐ来ます。定置網への再投資ができないような事態に対して、行政の支援がどうしても必要です。

京都の主要な漁業である定置網への支援では融資制度のみです。箱網で数1000万円、定置網全体では億の単位の投資が必要です。定置網は法人企業体となっていますが、もともと地域の漁協や生産組合であり、地域経済や雇用への貢献を評価するなら、融資のあっせんだけでなく、直接支援制度が必要ではないでしょうか。

府漁協幹部の話では、魚価がキロ当たりもう20円30円上がれば十分に採算がとれるとの訴えでした。今、家庭の食卓から、魚が消え肉に変わりつつあるとも言われています。季節の旬の魚のおいしさを知らせ、栄養価と日常の食で魚になじむために、学校給食等での活用を支援するなど、魚の地産地消、消費の拡大への思い切った支援はできるのではないのでしょうか。

宮津の商工会議所の幹部も言われていましたが、地元で上がった多様なサイズ、魚種の地元の新鮮なおいしい魚を旅館等で提供することなど、消費の拡大へ、具体的指導と援助を検討することが求められるのではないのでしょうか。全国では、加工センターへの支援など魚価の引き上げへの努力が行われています。

府でも、漁協や関係者としっかり話し合いをし、付加価値をつけ、魚価の引き上げと消費拡大を行うために、強力な対策を進めるべきではありませんか。

京都府内の漁港の市場は5か所であり、それぞれが特色をもって運営されています。浅茂川で仲買組合の幹部の方の話を伺うと、「浅茂川の市場が間人と統合されるのではないか」との話が出ていました。浅茂川は温泉、旅館の集客を果たす上で、魚料理の提供は大きな役割があります。浜詰、浅茂川の業者が舞鶴のセリ場から引くと、荷が届くのが午後2時ごろになり魅力は半減します。

今のセリ場の果たしている役割や課題からも、それぞれの市場運営には漁協がありますが、府としてセリ場の振興を図っていく必要があると思います。現状認識はどうでしょうか。

また、個々の市場の振興策をどのように行おうとしているのか、お聞かせください。

【知事・答弁】 経済対策と北部地域の産業振興でありますけれども、今回の国の経済対策についてでありますけれども、さっきご指摘の部分は財政投融资の部分ですので、“真水“の部分という実質的な財政出動の部分という、これは中小企業・小規模事業者の経営力強化ですとか、災害対応の強化、老朽対策、子育て・介護の環境整備といった国民の安心安全のための施策が盛り込まれているところでありまして、こうした補正予算を借金が增えるからというだけで否定されるというのは、何か財務官僚みたいな質問だなという感じがしておりまして、私は国民の安心安全の軽視ではないかと思えます。そこまでおっしゃるのであれば、私どもこの後、この経済対策を通じて次の第二期の経済対策を補正予算として出すつもりでありますけれども、国民の負担借金を増やすということで、原田議員はそれに対して反対をされるのでしょうか。京都府としては、まだまだ厳しい状況にある中、中小企業対策や、毎年のように襲ってくる災害対策など、国の補正予算を有効に活用して、府民生活を守ってまいりたいと考えているところであります。

そして、中でも厳しい状況におかれている中小企業に対しては、これまでから「府内企業の99%以上を占める中小企業の成長なくして京都経済の成長はない」という信念のもとで、中小企業の応援隊によ

る年間2万6000社、延べ5万4000社の個別訪問により、個々の企業の経営状況等をしっかりと把握し、エコノミック・ガーデニング方式による伴走支援や、小さな企業特別支援事業等、きめ細かな支援を継続して実施しているところであります。

消費税の増税や大企業の負担のあり方については、かねてから申し上げている通り、経済状況と社会保障や教育・子育ての財源確保とのバランスなど、総合的な観点からこれは考えていく必要がある。これは、ヨーロッパの諸国というのは消費税20%ですけれども、福祉に対して、また教育に対して、医療に対して非常に手厚い政策を行っている。こうしたもの使い方と、そして取り方のバランスというものを同時に言わなければいけない。原田議員も、福祉や中小企業対策の必要性を言われるなら、同時に財源対策についても建設的に質問すべきだと思います。

また、ブラックな働き方に対しましては、京都労働経済活力会議におきまして、根絶に向けた取り組みを進めているところであります。この中で私ども宣言をし、オール京都体制で取り組んでいるところであります。非正規から正規社員への雇用の転換につきましては、若者就職支援条例を制定いたしまして、この条例のもと、全国に先駆けて事業主に正規雇用による安定した雇用の確保を求めますとともに、正規雇用の1万人推進事業など積極的に取り組んでいるところであります。

京都経済についてでありますけれども、これは正確に発言をしていただきたいと。これ6月の馬場議員の質問に対して答弁しているんですけれども、その中で言っているのは、「今月公表された日銀京都支店の管内金融経済状況でも引き続き基調として回復続けているとされているが、私といたしましては、北部企業では生産量やD Iなどの数字を見ると非常に厳しいと。そういう中で、地域においてまだら模がある」ということを申し上げているのですよね、私が「経済の回復基調にある」と言ったことではないんですね。ちょっと人が悪いなという感じがしております。原田議員らしくないという感じがしております。そこは正確に言っていただきたいと思っております。ですから私も今回の補正予算におきまして、第一次の緊急経済対策として唯一丹後地域などの織物産地における意欲的な投資を後押しするための織物産地創生事業費を計上して支援をすることとしているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に地場産業、伝統産業の振興についてであります。京都府では、これまでから地域資源を活用した地域に根ざした地場産業等の振興に積極的に取り組んできておりました。市町村と連携して支援をしてまいりました。例えば、議員ご紹介の丹波の漆につきましては、緑化センターが中心でありまして、既存技術の開発や地元生産団体への技術指導を行いますとともに、本年6月には丹波漆再生プロジェクトチームを立ち上げて生産者と行政が一体となって、生産拡大等通じた地域振興に取り組んでいるところであります。さらに、伝統工芸の森プロジェクト事業で園地の造成や後継者の育成を支援しております。また、丹後藤布につきましては、京もの工芸指定品に指定し、伝統産業としての振興を図っております。織物機械金属振興センター等の支援をもとに藤布と現代の織物を融合させた製品を首都圏・百貨店や海外に展開する事業者も出ているところであります。

地方創生推進交付金につきましても、これは中小企業診断士とタイアップして、地場産業などの地域ビジネスの自立・継続を支援する事業や、伝統産業の工房見学・体験等への助成事業を謳っているところであります。

海の京都DMOにつきましても、中見ていただくとわかるんですけれども、設立目的の中に、地場産業、特産品・加工品の振興というのも目的としているところであります。こういう形で地場産業と観光をミックスしたり、総合的な観点からの地域振興を行って行くということでDMOを設立し、そのために地方創生交付金も国から獲得していくということをご理解いただければと思います。

次に丹後織物についてでありますけれども、丹後ちりめんの生産量は減少が続いておりますけれども、洋装や室内装飾などの出荷金額はこれは増加しています。非常に新しい芽が芽生えてまいりました。広幅の生地を生かした新商品の開発等による、これから次の時代の丹後ちりめんをつくっていきたい。2020年、ご指摘のように丹後ちりめん創業300年は、丹後地域がこれから世界へ飛躍する年にしていく、そういう思いで今私どもは、世界への発信PR、商品開発や販路開拓、そして織物産地の基盤となる設備支援に努めているところでございます。具体的にはフランスのブランドデザイナー等の招へいや丹後ち

りめんとのコラボ作品の制作、そして大相撲での本場所での丹後ちりめんグッズのPR等、様々な動きを展開しているところであります。これから東京オリンピックなどの動きとも連動してこの動きを強めていきたい。そして、三越伊勢丹と連携し、丹後織物を活用した新製品の開発ですとか、来年2月にはパリの国際素材見本市へも出展をしていく。そして、若手事業者グループに対する企業の森推進事業等ですね、加工賃の引き上げのためにも、国内外の販路開拓や売上拡大を支援をしていきたいというふうに思っております。生産設備の整備につきましては、昨年度の倍近い当初予算を確保しました。こうした支援が、生産者の積極的な心をですね、刺激して予想を上回る多くの申請が出てきたことを大変嬉しく思っております。本議会で新たな予算を補正予算をお願いをしているところでありますので、よろしくお祈りを申し上げます。

また、従業員を雇用した伝統産業の事業者に対しまして、新文化産業発展強化事業費補助金という助成制度を新設いたしまして、すでに織物事業者で12名の新規雇用を支援をいたしますとともに、織物機械金属振興センターにおきまして長期研修をするなどですね、人材育成にも取り組んでいるところであります。

次に漁業振興についてでありますけれども、定置網漁業は約40億円ある府内漁業生産額の半分を占める府の基幹漁業で、経営は比較的安定しているんですけれども、やっぱりその中でもっとここをきちっとしていかなければならない部分がたくさんあるということはお指摘の通りだと思います。漁船の更新につきましては、一般的な投資額が大きいことから補助率の2分の1となる国のリース事業を利用させていただいているところでありますけれども、その支援を受けるための経営計画の策定を漁協と一体となって推進をしているところであります。定置網漁具につきましては、耐用年数が短い消耗品的な位置づけのもので、計画的・定期的に更新していくものでありますので、融資で対応して、府が利子補給を実施していくという形をとっております。また、定置網体験などで利用する休憩施設やトイレなどを府の補助によりまして整備をして、さらに漁業者が協同で利用する製氷施設や燃油供給施設に対しても補助するなど、総合的な定置網対策を講じているところでございます。

学校給食等での活用支援につきましては、現在ほぼすべての学校で府内の水産物が利用されているんですけれども、大半が年間利用が2～3回に留まっております。これは府内産水産物の給食向け加工品の品揃えというものがですね、量的にも十分でないことが原因でありますので、学校栄養士からの要望を聞き取って、漁協などと連携して、新たな加工品の開発等ですね、その普及に努めていきたいと思っております。

それから、地元での水産物の利用でありますけれども、旅館など民間レベルでの利用拡大につきましては、観光飲食業界を巻き込んで地産地消を進める、舞鶴の旬の特選魚提供店など地魚取り扱い店舗の登録制度が海沿いの市町でスタートいたしました。舞鶴港でもとれとれセンターが丹後とり貝や府内産夜明け販売で非常に人気を集めているところです。今日ちょっと定休日で残念だったんですけれども、今後はしけの時もですね安定して供給できる、高鮮度凍結の刺身用商材などの新しい商品を提供して、こうした取り組みを後押しをしていきたいと思っております。

付加価値向上の取り組みにつきましては、漁業者と加工販売業者が連携いたしまして、鱈が今や京都の名物になりましたけれども、こうした鱈を使った調味料開発などの6次産業化を進めますとともに、刺身用鱈についても、おいしさを数値で評価してブランド化を図っていきたいと思っております。加えまして定置網体験ですとか、漁港めしの提供といった地産地消をまさに内外できちっとできるような取り組み、観光との連携を強め、海の民学舎からの若い感覚を持った後継者を送り込んで、旧来型の漁業から6次産業型の漁業へと転換を図って、安定した経営につなげていきたいと思っております。

市場の振興でありますけれども、水産資源にやっぱり限界がある中で、鮮度の保持など高品質な商品提供による付加価値の向上と、観光産業と結びつけた販路の拡大が私は重要だと思っております。舞鶴市場は、東京や京都市など広域的に出荷する拠点として、私ども本年度新たに浜詰漁港などに製氷施設を府の補助金で整備いたしまして、これで高品質な鮮度の高い水産物の出荷を増やしていく。その他の市場では、地域に密着した地元消費型の市場としてですね、見学用ツールの設置など、観光と食育のため

の施設を充実させ、賑わいのある付加価値の高い市場を目指していきたいと思います。さらに府南部での販売拡大に向けまして、京都中央卸売市場と協同していく取り組み、このあたりがですね、非常にこれから大きな効果があると思っておりますので、こうした多角的な方策・支援策を講じて、漁業経営の安定に資するようになっていきたいと考えているところであります。

【原田・再質問】 ご答弁をいただきましたけれども、まず中心をどこに置くのかということが肝心なところであり、同時に先程お金の問題、予算の問題言われました。バランスも言われました。しかし、使い方がどう使われているのか、このことが大きな問題です。同時に、財政はどこからとるのかということも言われましたが、大企業などの今の優遇税制を改めることで、十分にその財源つくることのできる。このことをまずしっかり指摘しておきたいと思えます。

同時に景気の問題でも、帝国データバンクの発表では、企業の倒産数は減った、しかしその一方で、自主解散や休業は増え続けている。そして今や550件、倒産の2.4倍、企業数は減り続けているのが今の状況ですので、しっかりその点を知事もご確認をいただいて、そのどこに支援をおくのか。応援隊等での支援ということも言われているけれども、現実に全体のところをどうボトムアップを図るのか。この点での方策をしっかりと行うことが必要ではないかと思えます。

私は、当初から伝統産業生産基盤支援事業に対して継続を求めてきました。今回、織物産地創生支援事業で3800万円の提案がされています。これは基盤整備事業の未支援への対策で、今回は新規募集は1件も行われぬ。これが実態ではないでしょうか。今、丹後での若手後継者を中心に、先程知事も紹介していたように、既存の技術を生かして新しい展開へ努力されている。この若手後継者の思いに応えるような支援こそが求められています。このことをどう応援するのか、再度お答えをお願いしたいと思います。

同時に、海の学舎の支援その他で行われていますけれども、食えない漁業では衰退する。このことに際して、いかに魚価を含めて応援をするのかどうか。このことが問われています。

底引きでも、今や業者としては半減している。とり貝も好調だと言っても、久美浜では今年は壊滅的な状況で、若者が希望を失うような状況が生まれている。知事もおっしゃったように、漁業は府北部地域経済、地域の暮らし、地域そのものを支える基幹産業としてどう位置づけるのか。その点での支援をさらに強化することが、直接、定置網の問題も含め、指摘した点については、先程では融資の話だけ言われましたけれども、さらに支援強化を図ることが必要であり、その点での支援強化策について再答弁をお願いしたいと思います。

また、観光の点でも、知事もおっしゃいました、近畿大学が行った宮津での丹後の観光の魅力調査で高く評価されているのが、地元であがった新鮮でおいしい魚、5つの競り場の振興・発展が、地産地消、地域経済、地域の観光への貢献となるため、統廃合でなく、それぞれの振興・発展へさらなる支援強化、小売り、製氷工場等の支援も紹介はされましたけれども、いかにその地域での消費を広げる、このための支援を含めて再度答弁をお願いしたいと思います。

【知事・再答弁】 再質問にお答えいたします。財源の問題はですね、大企業に頼るというのだけではダメだと思うんですね。大企業からとると言うなら具体的に実現しない限りは単なる机上の空論になってしまうんですよ。今我々はお金がない中でどうやってやるかっていうことを考えているわけですから、その点はきちっと私は質問していただきたいなというふうに思いますし、我々はそのためには、やっぱり地域で稼いで、そしてきちっと経営できる京都をつくっていきたい。従って、例えば京都を縦貫する道路、これによってですね、こちらの観光客は20%増えたわけですよ。しかし、共産党は京都市内の大江大山崎間反対され、野田川大宮道路反対され、舞鶴港の建設についても反対され、舞鶴火電にも反対されてきたわけですよ。まさに大企業だのみだけじゃないですか。そうではなくて、地域が発展するようなことを考えていく施策は積極的に私は応援をしていただきたいなというふうに思っているところであります。

それから若者支援でありますけれども、まず若者支援は2つあると思っております、1つは人材育成、そしてもう1つはそうした人材の皆さんが次に夢を持てるような展開だと思います。単にお金を配れば良いというのではなくて、その先に未来があるんだということが、私はやっぱり若い人にとっては一番大きなことになると思っております。このために私どもは若者支援につきましては、まさに織物機械金属センターにおきまして、若手向けの長期研修を新たに実施するなど、そうした人材育成や、事業主の雇用した伝統産業の業者に対しましては、新しい助成制度を創設して既に12名の新規雇用をやっていく。そして、これからの未来をつくるために、デパートと協同して新商品を開発し、国際的な進出、パリの国際素材見本市の出店ですとか、また、デザイナーの招へいですとか、こういう中で明るい未来展望をしっかりとつくりながら、若手の就業支援をしていきたいと思っております。

漁業につきましては、京都のやっぱり漁業は船の規模とも小さいわけですね。それで中国あたりが昨日も指摘申し上げましたように爆取りみたいな形で、船の数とそれからとんでもない人数をかけてやってくる。こうした中で京都の漁業をしっかりと明るいものにしていくためには、1つには養殖等のようですね、安定的な生産基盤をつくっていく、これを支援していく。もう1つは、地産地消や他の連携をするような6次産業化を果たしていかなければならない。こうした点から私どもは、製氷施設ですとか、観光を含めた形の支援を整備をして、地元の地産地消を進めていく形の中でですね、漁業者にとりましてやりがいのある仕事づくりというのを目指しているところであります。

消費拡大はまさに、私どもさっき言いましたように、京都縦貫自動車道ができて、味夢の里で340万人、年間、人が訪れたんです。レジを通った人だけでも100万人。それだけです、あそこでものすごく売れたんです。17億円売れたんです。ですから、こうした消費拡大というのは、基盤と、そしてPRと、こういう中で初めてできるんでありまして、こうした京都縦貫自動車道にもですね、大江大山崎反対だとかですね、野田川大宮道路反対だとか言ってですね、私はずっと反対をしてこられた共産党の皆さんはちょっと反省をしていただきたいなと思いますし、舞鶴港もですね、ここにクルーズ船で2000人来るんですよ。2000人の人が消費する。こういう消費拡大に対しても舞鶴港の建設反対だとおっしゃるのは、私は納得いかない気がいたします。

【原田・指摘】知事はだいぶ興奮をされているようで、発言が過激になっておりますが、要は、中小企業振興、そのためにどういう形で応援をするのか、このことが問われている。同時に財政の問題、例えば先程12人の新しい職人が増えたということは言われましたけれども、丹後の皆さんのお話を聞くと、工賃が安過ぎて、その育成期間が辛抱できない、こういう状況にある。このことが言われているのであり、このことに対して知事はどう応えるのか、このことこそが今求められる政治の課題、行政の課題そのものではないでしょうか。

同時に、今必要なのは、この丹後での振興策、先程後継者のこと含めて言われましたし、新たな産業でのヨーロッパとの展開ということも言われていました。私もこのことを取り組んできた業者の方と何度もお話をしています。7年8年かかってやっと売れるようになってきた。この努力の間、もうた辞めよう、次は辞めようと思いつつながら続けてきた結果が今日に結びついたと言われています。しかし、そこにはどれだけの苦労があるのか、このことが全く今の支援の状況では考えられない。さらに新たな見本の作成を行うのも、見本生地は無料での提供をしなければならない。こういうことに対して、その資本が大変な状況だということも言われています。他のものがあるからこそできる。よそで稼いで何とかしのいでいるということも言われていた。これこそ皆さん、本当に考えなければならない課題ではないでしょうか。

同時に漁業の問題でも、定置網は消耗品だということも言われました。しかし定置は府の2分の1を支えている。ここが現実には定置網がなくなっている。もう続けられないという状況が生まれている時に、そこへの支援を行うことこそ、今行政が行わなければ、最大の課題だということ指摘して次

の質問に移ります。

TPPからの撤退を国に求めよ

【原田】次にTPPについて質問します。安倍首相は、この秋の国会でのTPP協定の承認を挙げたいと、前のめりに突き進もうとしています。過去にも、スクールニューディール事業のとき、第一次入札で京都府では大塚商会が一括して落札し、地元業者が自分の家の前の学校にテレビの納入もできないという事態が起きました。行政は、WTO案件だからと地元事業者への支援ということでは創意工夫、努力が弱かったことがありました。

今回、TPP締結となれば、あらゆる場面の参入障壁を取り除くことになり、地方自治体の物品調達、公共事業もその対象となります。これまでからも、官公需の中小企業発注に努める努力が求められてきましたが、TPPが発効すれば中小零細事業者の受注機会は、より一層厳しい事態にあることは明らかです。ISDS国際紛争法廷で莫大な損害金問題はFTA等でも明らかであり、厳しい受注環境になります。海外からの参入よりも、より脅威になるのが、大企業の中小零細事業者分野への食い込みです。TPP条項を盾に大企業、大手流通建設業者が市場開放を求め、中小零細の仕事を奪っていく事になります。

そこで知事に伺います。TPPの中小企業への影響をどのように認識されておられますか、お答えください。関税の撤廃によって輸出の拡大につながると言われていますが、日本の大企業はすでに多国籍企業となっています。「より都合の良い海外生産拠点で生産し、直接消費地に輸出し、為替差益で利益を上げる。このため国内での設備投資は起きない」。これが今の経済環境であり、TPPによる日本経済の復興など、ありえ得ないことは明らかではないでしょうか。知事はきっぱりとTPPからの撤退を政府に求めるべきです。

今、地域に根をおろし、モノづくりやサービスでの需要にこたえ雇用を生み出している中小企業の役割は、ますます大きくなっています。この中小企業が元気になってこそ、日本経済再生の道が開かれます。大企業中心の経済政策を根本的に改め、中小企業を根幹とした日本経済の再生を図るときです。京都の中小企業や地場産業をしっかりと守るために、中小企業振興基本条例を作る必要がありますが、いかがですか。

文化財保護技術の伝承と後継者育成を

【原田】次に、文化財修復について質問します。京都には、文化財の修繕を行う業者や職人も大変多くおられ、全国でも高いレベルの技術を持っています。文化財の維持・保存は行政が関わる公共事業です。

日本共産党府会議員団は、文化財保護修復研究会とともに昨年末にアンケートを取り組み、屋根、宮大工、畳、板金など26業者から回答を頂きました。最も深刻だったのが、後継者問題と受注単価でした。後継者の見通しについて「決まっていない」「見通しが無い」が58%にもものぼり、「仕事の安定的な発注がないので計画的に後継者を育成できない」「継続的に仕事出来るように発注量を末端にまで回して欲しい」などの悲鳴の声が寄せられています。さらに、「単年度契約より複数年契約が行われると、計画的な事業が考えられ安心できる。改善してほしい」との要望も出されていました。

私は、京都で一社となった瓦製造業者を訪問し、現状についてお話を伺いました。「1人前の技術者になるためには、多様な仕事の経験が必要であり10年かかる」と言われていました。受注機会の減少によって職人の技術の習得が、より困難となっていることがよくわかりました。府の文化財修復関連予算は年間15億円ですが、京都の地域経済への波及効果は大変大きなものがあるのではないのでしょうか。

そこで知事に伺います。文化財保護事業の拡大により、技術の伝承と後継者の育成の先頭に立たれるよう求めますが、知事の決意をお聞かせください。さらに、指定業者へのスキルアップのため、技術講習や現場体験の機会を作り、認定事業者を拡大していくことが求められています。京都の文化財修復にかかわる技術を伝統工芸師等で認定していくこと、事業者と文化財保護修復事業・技術の社会的評価を

高められるよう行政が支援するよう求めます。

アンケートの中には、多くの経営者の方が、現状の賃金・日当の改善を図りたいと考えておられました。大手による指名入札が行われれば、重要文化財建造物保存修理工事入札参加資格者名簿に搭載された地元の事業者は蚊帳の外に置かれ、下請けの請負仕事となり、単価が切り下げられています。適正な価格が保障されなければ利益を生み賃金アップにはつながりません。

知事は、「公契約大綱で下請け企業の健全育成に寄与している」と主張してきました。しかし、業界の窮状の声は、公契約大綱が施行されてからも多くの事業者から上がっています。なぜなら、「賃金規定」がないからです。知事は、これまでからも「賃金台帳で確認できる」と答弁されてきましたが、大綱は有効に機能していません。賃金規定を盛り込んだ公契約条例の制定で、文化財修復事業者や職人の適正な賃金の確保と労働者の生活の安定、工事の質の向上が図ることができれば、地域経済の活性化と循環につながります。知事の認識を伺います。

【知事】 TPPにまず関してでありますけれども、これは確かに安い原材料や製品の輸入に提案に対する懸案や不安がある一方です。日本はどちらかというと貿易立国という形になって、付加価値の高い物を出してまいりましたので、関税撤廃や輸出時期の簡素化などによりまして海外展開の促進も期待されるなど、今は一概に言えない状況でございます。今年2月に京都府が行った調査におきましても、「わからない」と回答した企業が34%と一番多い。そして、「マイナスの影響あり」と回答したのは3%。そして「プラスの影響あり」が19%ということですので、まさに、こうした中で、どういう影響があり、どういう具体的な制度になるかということをもとに議論をしていくことが先ではないかなと思っております。その上に、賛否というものが出てくるのではないかなというふうに思います。今後、国会の審議状況も踏まえまして、中小企業対策のメリットを伸ばしデメリットを押さえるよう国に対し求めていきたいと思っておりますし、中小企業支援についても、国の経済対策を取り込んでしっかりと第2次の経済対策を行きたいと思っておりますので、負担を増やしたからダメだというような硬直的なことで反対だけはしないようにして頂きたいなというふうに思います。

その中で、これまで十数年続いた円高の影響によりまして、国内外のですね企業が生産拠点、海外移転、本当に進んできました。これは十数年続いているわけですから急には戻りません。しかし、この数年、円安が進展する中でようやく企業の国内復帰や海外からの日本への直接投資が拡大しつつあります。これは、企業立地の動向を見て頂ければ如実にわかるというふうに思っております。その点では、まさに円安の状況というものをしっかりと維持して、国内産業の基盤を作り上げていくということが私は大切ではないかなと思っております。アベノミクスいろいろと論議があると思っておりますけれども、円安政策というものに関してはですね、かなり効果があるんじゃないかなというふうには感じているところであります。その中で、こうした動きを加速させるために、京都府でもジェトロの貿易情報センターを京都に誘致いたしまして、その中でジェトロと一体的に京都のそうした取り組みということを行っている所でもあります。

中小企業の市場開拓支援につきましては、エコノミック・ガーデニング方式によりまして伴走支援、徹底してきております。いずれにしましても、アメリカの大統領選を見ましてもですね主張は多様でありまして、TPPについても、それぞれね、かなり思い切った主張がなされているところでございますので、これだけで解決される話ではないと思っております。複雑な外交交渉、そしてその中で世界全体の協調というものを通じて行かなければならない話でありますので、私どもはそうしたものをしっかりと見て行きたいと思っておりますし、今後、オール京都で建設されます京都経済センターにおきましても、海外の販路開拓等の支援拠点を創設することとしておりまして、国内でも十分に海外市場で対応できる、国内にいるからこそ、そうしたことが出来るんだというような環境を整えていく支援をしていきたいと思っております。

次に、中小企業の基本条例についてでありますけれども、私ども平成19年に中小企業応援条例を制定いたしまして、平成24年には全会一致で改正いたしまして、すでに基本条例としての要件は整えたというふうに思っております。それが違うというのであればですね、この条文をこういうふうにしな

いという形で、提案をいただければ、「提案型」を主張される原田議員の質問としてもですね、画竜点睛になるんじゃないかなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次に、文化財保護でありますけれども、文化財保護事業の拡大であります京都府内には国宝が全国の約 21%、国の重要文化財が 17%を占めておりますし府指定登録を受けた多数の文化財が存在をしますけれども、そうした修復に対して、私も、だいたい毎年 17 億円ぐらいを導入している。国との絡みもありますので、本当はもっと増やすべきだと。文化庁を京都に持つ一つの眼目だと思ってるんですけども、一生懸命やってきているところでありますし、たぶん、全国では、唯一じゃないかと思えますけれども、ふるさと納税はすべて文化財を使える。そして、それだけじゃなくて来た分については京都府がさらに足していくというようなことをしております。

さらに、京都府社寺等の文化資料保全補助事業ですとか、祇園祭等山笠化装品の新調事業などですね、多様な支援を実施してきているところであります。その上で、国の重要文化財に偏りがちな京都の特性ですとか、文化財のさらなる活用に対応するため知事部局と教育委員会が一体となったプロジェクトチームを設置しまして、さらなる保護活用の継承をはかるためのプランの策定を進めているところであります、今後とも、文化財の活用促進も含めてこの保持、維持に努めていきたいと思っております。

企業版のふるさと納税につきましても、必要な文化レジリエンス事業という、ちょっと難しい名前になりましたけれども、今議会にお願いをしておりますのでよろしく願いいたします。

一方、文化財保護を支える保護を支える保存修理技術の継承や向上でありますけれども、文化財保護技術の研修会やセミナーの開催、京都未来の匠「技の継承」事業で、文化資料の復調、復元を通じて若手職人の技術の向上を図る、京都伝統工芸大学校に京手画友禅や仏像の彫刻等の先行設置や平成 18 年度から京物認定工芸士の認定制度を開始しまして、これまで 129 人を認定してまいりました。そして、先ほどの修理事業。こうしたものを行って現場と若手の育成が融合した形で、これは京都だから出来るんだと思っておりますけれども、こういう形での若手の支援、人材育成、文化財の保護育成にあたってるところであります。

文化財の修復や伝統工芸品などの制作に使用される刷毛や筆等の道具類の購入支援もその中でおこなっておりますけれども、その結果、重要文化財、文化建造物の修理工事に関する入札参加資格名簿の搭載業者数は 7 年前は 66 社でありましたけれども、11 社増えて 77 社に増加するという形で右肩上がりといった状況にあります。保護、修復事業者の社会的評価の向上についてでありますけれども、先ほど言ったような若手職人を育成しますとともに、選定保存技術保持者、これを 27 年度までに 20 人、9 団体認定してまいりましたし、府の教育功労者表彰もこれまで 6 人表彰して社会的評価の向上に努めてまいっております。

府民への文化財の保存修理現場の公開や伝統技術の研修や技能体験による文化財保護への理解向上等の取り組みを行っているところでありますし、けいはんなのオープンイノベーションセンターも文化財の防災拠点整備としてですね、施設として、今、活用をしているところでありますし、文化財の修復セミナーへの講師派遣ですとか公的資格研修制度の創設を国に要望するなどですね、これからも保存・修復技術の向上と担い手確保に努めていきたいと思っております。

次に、公契約大綱についてでありましたけれども、これは文化財の修復事業者や職人に限らず、賃金のあり方につきましては公契約だけではなくて民間契約も含めた統一的な見解からのナショナルミニマムとして対応しなければいけない。どちらかという人手不足の状況が色々な所で出ているわけですから、公契約だけ上げてしまいますと民間が今度は事業が出来なくなるという状況にもなりかねません。やはり、公民を通じてしっかりとナショナルミニマムとしてやっていくことが正しい道だと思っておりますけれども、その中で、賃金の規定につきましては、これは京都府と業者の間の契約関係があるわけがありますから、これに違反した場合にはですね、即、それが解除したり賠償を求めることができる形になっておりますので、その点では条例で定めるよりも、契約条項の方が本当はきついですね。それをしっかりできるかどうかという問題についてのご指摘なら、私は理解できるんですけども、こうした点も含めて私どもは事業者の皆様ともお話をしておりますけれども、適正な価格で受注されていると思っておりますが、こういう事でないという例があればまた教えていただければありがたいと思っております。各

専門工事ごとに個別発注するシステムの府独特のものでありまして、直接受注できるとの利用者側からの高い評価を聞いているというのが現実であります。

【原田・再質問】知事はメリット、デメリットを言っておりましたけれども、今、中小企業が守られないような状況が生じていることであり、ここに対してどう対応するのかということが必要なんです。今、T P Pに関わっても中小企業の振興は焦眉の課題です。知事は一貫して応援条例があると言いますが、応援条例は強い企業の応援、認定事業者の支援だけであり中小企業全体の底上げには貢献していない、これが今の状況です。

国においても、中小企業憲章の閣議決定、小規模事業振興基本法が制定され、そのもとで中小企業振興基本条例が道府県段階で進んでいます。憲章や振興基本法に示されている中小事業者の社会的役割の評価、地域経済や雇用への貢献、地域まちづくりを評価するなど理念を盛り込んだ中小企業振興基本条例の制定が必要です。この事は求めておきます。

先ほど、文化財のことで答弁して頂きましたけれども、第4回総合教育会議において文化財の発言をされています。私も親しくしているアトキンソン氏の本を読んで、知事は「文化財の掘り起こし運動」「修復予算が少ないため、文化財修復の拡大を」と言及していました。予算の拡大、安定的な発注、債務負担行為での複数年契約等で、京都の職人への仕事おこしと公契約条例で給与を引き上げること、そして職人の技術と職人への社会的評価を高めることを求めて発言を終わります。ご静聴ありがとうございました。

社会保障大改悪に反対し、住民の命を守るために可能な努力を行え。

【島田】日本共産党の島田けい子です。党府会議員団を代表して、質問をさせていただきます。

まず、医療・介護の問題です。住み慣れた地域で安心して暮らしたい、医療や介護をよくしてほしいという住民の皆さんの願いは切実です。ところが、現在の安倍政権が進めようとしていることはどうでしょう。

75歳以上の窓口負担の2倍への引き上げ、70歳以上の高額療養費上限額の引き上げ、さらに、「かかりつけ医」以外の外来受診時は毎回100円から数百円を窓口負担に上乗せ、そして、湿布薬、痛み止め、漢方薬を公的保険から外すことも狙われています。4月から入院給食費が値上げになりましたが、これに加えて、水光熱費の徴収も検討されています。あわせて1日1700円、1か月5万1000円もの負担になります。

昨年10月に開催された中丹地域医療構想調整会議の場では、現場から、「地域住民の経済力がじわじわ下がってきている。貧困が進み、医療費が払えず、医療にかかれない人が増えていると感じる。こうした現実を事実として受け止めることが必要」との声が出されました。

そこで伺います。こうした患者負担増は、受診抑制につながり、重病化を招き、命さえ奪いかねない事態になると考えますが、これについて、知事はどのようにお考えでしょうか。

国民の生存権を規定した憲法25条にも反する社会保障大改悪については中止・撤回を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

いま、必要なことは、現在ある制度の十分な活用や、制度拡充へ力を尽くし、住民の命を守ることでないでしょうか。3点うかがいます。

一つは、経済的困難で収入が低い場合、通常の3割負担が無料ないしは低額で診療を受けることができる無料低額診療制度の活用です。これを実施している病院は京都市内35カ所と集中し、府北部では、丹後中央病院と綾部協立病院、舞鶴協立診療所しかありませんので、これを増やすことが必要です。

また、自治体病院での外来一部負担減免制度の拡充と制度の活用により、窓口負担が軽減されるよう、京都府のイニシアティブの発揮が求められます。いかがですか。

二つには、国民健康保険法44条の規定に基づく一部負担金減免制度の活用です。この制度は、災害や事業の休廃止による所得の大幅な減少等の生活困窮者に対し、医療機会の確保の観点から行われるものですが、その活用は平成26年度 府内では128件。うち京都市が94件、八幡市が14件で、19市町村ではゼロで、ほとんど活用されていません。制度の周知徹底と積極的な活用が必要と考えますが、いかがですか。

三つには、老人医療助成制度の見直しを検討すべきことです。京都府は、国の医療改悪に連動し、今年4月から、老人医療助成制度いわゆる「マル老」制度の窓口負担を1割から2割に増やし、対象も「世帯全員が所得税非課税」へと改悪し、寝たきり、単身者、高齢者のみなど一番大変な世帯を一気に切り捨てました。これに対し、制度の維持・拡充を求める約2万筆を超える署名、陳情や請願が府議会に寄せられました。本制度を元に戻し、対象年齢を74歳まで拡充をするお考えはありませんか。

府北部の医師確保対策を。介護サービスの切り捨てを許すな。

次に医療提供体制の整備、医師確保についてうかがいます。

安倍政権は、医療費の抑制のために、慢性期の患者を在宅へ移すことを中心に、病院のベッド数を削減する計画を都道府県に迫っています。現在、京都府においても、地域医療構想調整会議を開催し検討中です。北部をはじめ、医師不足の地域でもベッド削減が狙われていることは重大です。

京都府におけるお医者さんの数は、平成14年～26年の間、府全体では1226人も増えているのに、府北部では32人も減少しています。人口10万人対医師数は丹後圏域で168.6人と京都乙訓圏域の4割、中丹医療圏域では217.9人と同じく5割強という状況です。

丹後の調整会議では、「がんや脳疾患等高度医療に対応できる医療機関が不足している」ことや「京丹後市では開業医が 10 名で診るのはどうにもならない」という声が出され、中丹の会議では「中丹は医療が完結しているというが、実情はかなり苦労している」「医師が突然いなくなり、病棟が閉鎖になる。地域医療構想も重要だが、今の診療をしっかりとやっていく体制がない」などの深刻な現状が出されています。

この間、北部医療センターからの医師の派遣は強化されましたものの、医師の数は逆に減少、舞鶴では常勤の総合内科医が決定的に不足し、血液内科医師が不在になり、福知山では専門医が不足をし、綾部、舞鶴、丹後各地で産婦人科医師の不足が続いています。

特に、重大なのは、未熟児や妊婦さんの命を救う拠点である北部周産期医療センターの産婦人科医師が 1 人体制のままで、十分に機能していないことです。

そこで伺います。今指摘した問題点を含め、これまでの取り組みをどう総括され、また今後の課題と対策についてどのように考えておられるのか、うかがいます。

京都府市長会、町村長会から、より実効性ある医師確保対策と取り組みのために、京都府において、医師の人事権限を持ち、府内の医師配置の調整ができるようなシステムの確立や府立医大病院が指導的調整的な役割を担うことが必要と要望をされています。平成 23 年度に設置された地域医療支援センターの取り組みを含め、真摯に検証し、医師確保と地域偏在解消へ強力に取り組んでいただきたいと考えますが、いかがですか。

また、住民はもとより、市長会からは、北部医療センターの脳神経外科における府北部の高度医療の拠点としての救急受け入れ体制の拡充、および精神科医療の入院病床の新設充実について、度重ねて要望が出されていますが、いかがですか。

次に、介護問題です。

安倍政権は、医療・介護の一体改革の法律に基づき、昨年 4 月から、特別養護老人ホームの入所対象を、原則要介護 3 以上に限定し、食費・居住費などの利用者負担を増やし、要支援 1・2 の訪問介護・通所介護を介護保険から外しました。

さらに、要介護 1・2 の方の「生活援助」や福祉用具、住宅改修を介護保険から外し、介護保険利用料を 1 割から 2 割に引き上げ、介護施設入所の低所得者に対する「食費・居住費補助」を、不動産を所有する場合は対象外にすることも検討しています。

これらに対して、認知症の人と家族の会や老人クラブ連合会からも、「あまりにも過酷で負担増になってサービスを控えるなどの重大事態を招くものだ」「重度化が進んで、結局、介護離職を増やすことになる」などの批判が相次ぎ、8 月 31 日には、認知症の人と家族の会が、厚生労働省に対し、これらの制度改悪を実施しないよう要望書を提出されました。

そこで伺います。知事は、このような際限のない負担増とサービスの取り上げ、介護家族や当事者の悲痛な声をどのように受け止めておられるのでしょうか。こうした改悪を行わないよう国へ求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、要支援 1・2 の訪問介護と通所介護を介護保険から外し、市町村事業に移行することとなった「新総合事業」についてです。京丹後市や綾部市などではすでに始まり、来年 4 月にはすべての市町村での実施に向けて、検討がすすめられています。

新総合事業の最大の問題は、事業費に上限を設け、市町村の 75 歳以上の高齢人口の伸びしか認めず、介護専門職によるサービスから、無資格者による「基準緩和」サービス、NP0 やボランティア等のサービスへの移行を誘導していることです。現行サービスを継続する自治体がある一方、多くの自治体が安あがりの「基準緩和型サービス」への移行を検討しているとお聞きしています。介護専門職から安易な無資格者への置き換えは、介護の質を低下させ、利用者が不利益を被ることになります。

6 月定例会で知事は、「介護の質を落としてはいけない」「財源が削られることのないよう、国へ申し入れをしている」旨、答弁をされました。

そこで伺います。国に対しては 新総合事業の上限設定をやめ、必要な費用を保障するよう求めるべきではありませんか。介護予防に力を注ぐことで重症化を防ぎ、介護費用を抑制することができます。

この観点から、市町村の取組を評価し、国に対して必要な国庫負担を求めるとともに、京都府としても必要な支援を行うべきと考えます。

また、チェックリストの活用によって窓口での介護認定申請を妨げたり、自立支援に名を借りたケアプランへの締め付けなどが起こらないよう必要な助言や支援を行うべきと考えますが、いかがですか。以上お答えください

【知事】 島田議員のご質問にお答えいたします。社会保障制度改革についてでありますけれども、健康保険や年金、福祉制度などは、これは府民を守る大切なインフラ、まさに国民皆保険というのは、日本が世界に誇る制度として今あるわけですね。その中で、ただ、今少子高齢化が急速に進展している、このままでいくと、財源的にはとても追いつかなくなるという現状、これはもう国民の皆さんはみんな理解をし、心配をしている点だというふうに思っております。それだけに、いかに安定的な制度として、持続的に次世代に引き継ぐかが大きな課題であります。しかもですね、今回、消費税率の引き上げ延長に伴いまして、社会保障に充てるべき地方財源だけでもですね、1.7兆円の不足が生じる。京都府においても、200億円を超える財源が来なくなるということになりますので、大きな不安材料になっております。来年以降、社会福祉のあり方にも、たいへん大きな影を落としているのが現状でありまして、今の制度維持を何とかしなくちゃいけないというのが、実は今私たちの置かれている現状でありまして、その中で、私も全国の知事会長として、国に対して、社会保障財源の確保、地方の福祉は待たなしであるという観点から、繰り返しお願いしているところでありまして、この後の国・地方協議でもですね、地方を代表して、しっかりとそうした安定的な財源確保の中で、安定的な制度が維持できるように求めていきたいというふうに思っているところでありまして。

地方税の一つである固定資産税（減免）の、無料低額診療事業ですけれども、これは地方税の一つである固定資産税の軽減等のインセンティブのある無料低額診療事業や、自治体立病院における減免制度ということでもありますので、設置者自らが、低所得者の皆さんに対して、医療費の自己負担を軽減するという形のものになっておりますので、これは地域医療における役割や経営見通しに基づいて、個々の医療機関の主体的判断が基本になってまいります。京都府としても、こうした立場を踏まえながら、入院案内やホームページなどを通じ、相談窓口の周知を図るとともに、患者や家族からの相談に対しては、福祉制度の活用等の助言等も含め、ていねいに対応するなどの努力をしているところでございます。

国保の一部負担金の減免につきましては、市町村との協議を経て、平成24年3月に京都府の基準を定めまして、災害時や病気・失業等により所得減少した際にも受診できるように、市町村に周知徹底を求めてきておりまして、平成27年度は112件の減免実績となっております。府としても、こうした中で国保が安定的に運営されなければいけませんので、そうして点についてきめ細やかな対応がなされるように求めますとともに、やはりこれはナショナルミニマムでありますから、最低やっぱり都道府県単位で国保を維持していくような体制をつくっていくことによって、安定的な制度にしていくことが必要だという観点から取り組みを進めているところでありまして、ご理解をお願いをしたいと思います。

老人医療制度の拡充につきましては、これは間違いなく全国トップなんです。他の府県でここまで厚いところはないんですよ。それを、先ほど言いましたように、消費税（増税）の延期で、たいへん財源も心配される中で、必死になって維持しているということは、努力をしていただきたいというふうに思っているところであります。ぜひともこうした財源問題とセットでお願いをしたいと、私ども何とでもですね、乏しい中でも財源を確保しながら安定的な行政をやりたいということで、これは申し訳なかったんですけども、環境を守るということで森林環境税についてもお願いをしたんですけども、共産党の議員の皆様には理解を得られなかった。やっぱりそうした中でですね、財源の問題もできるだけ提案をしていただき、大企業から大企業からと言っても、実際取れてないわけですから、武士は食わねど高楊枝では困るので、我々ももちろん内部留保が多いということに対しては、国に対しても申し上げてますしね、地域経済に対してもっときっちりやれという形で地方創生引き出してきておりますので、そうした点もご理解いただきたいなというふうに思います。

次に、府北部地域の医療提供体制についてでありますけれども、地域医療の解決の課題の、これで一生懸命やってみまして、ご存知のように、舞鶴市域におきましても、病院ほとんど、改築・修復をして、かなりこれはつぎ込みました。がんばってきたというふうに思っております。そうした中で、北部における公的病院の常勤医につきましても、平成28年は285名と、これは平成21年に比べまして20人増加させたんですよ。いろんなところ見ていただきたいと思うんですけれども、京都ががんばっているといます。その点では。しかも、北部医療センター、これも府立医大の附属病院とすることによって、府立医大の協力をしっかりと作り上げて、医師派遣回数はずいぶん、附属病院前は466回だったのを、3792回まで上げたんです。こういう形のところで、いろいろまだ足りない点はあるのかもしれませんが、一つひとつやっぱりやっぴりやっぴりいかなきゃいけない、その点におきましては、私どもはこれから、地域医療の方の卒業生も出てまいりますので、確実に医師を増やすことができるという見通しを立てて、その中で、一つひとつ解決をしていかなきゃいけないというふうに思っているところであります。日本全国で、医師不足の顕在化が指摘されていて、その中で、こうして人員の確保と柔軟な医師派遣の構築によって医療体制を維持している努力は、ちょっと見ていただけたらありがたいと思います。

そのために、医師派遣を、人事権限持っていないわけですから、お医者さんに対して。それは、共産主義みたいに全員が公務員だったらいいんですけども、そうではないので、そちらの方に、どうやって人事権限がないのに、派遣をするんですか。それは、厳しいからこそ、医療機関と連携をして、京都府地域医療支援センターを全国に先駆けて作って、その中で、先ほど申し上げたように、医師を増員させていく、そして14億円を超える医師確保対策事業を実施してきているわけですので、ここはご理解をいただきたいというふうに思いますし、先ほども申しましたように、いよいよ来年度3名、府立医大の地域枠の卒業生が出てまいります。再来年度は5名、北部地域への配置も始まってまいりますので、確実に医師確保や地域偏在の解消に向けて取り組みを進めていきたいと思っております。

北部医療センターにつきましては、北部地域の救急医療機能や医師確保、地域医療支援を担うという形で行ってまいりましたけれども、脳血管系につきましては、限られた医療資源の中で、これは北部の市町村も話し合っていたかましても、舞鶴医療センターを北部の拠点として位置付け、病病連携をするなかで対応していくことで、今行っているところであります。そしてそのうえで、北部医療センターの脳神経外科につきましては、附属病院化に際しまして、医師を1名増員して4名体制にするなど体制を充実し、救急診療での脳血管疾患件数は806件、平成27年度。附属病院化の前に比べて約6割増加するまで、努力をしているということでございます。精神科病床につきましては、精神疾患に対する治療が入院から在宅・通院による治療にシフトしておりますけれども、北部地域の精神科病床は減っているんですけれども、依然基準病床数を上回る病床を確保しておりますし、一方在宅で重要となる精神科救急医療体制につきましては、舞鶴医療センターを中心に3病院の輪番体制で中丹以北全体をカバーしているところであります。北部医療センターとも十分連携しながら、必要な体制整備を図っているところであります。

次に介護保険制度でありますけれども、どんどん介護の充実というのは必要だと思っておりますけれども、一番問題なのは、実は介護人材の不足でありまして、これは高齢化がすすむ中で、2013年から2025年までに、82万人の人材確保が必要になってくると。人口が減り続けている中、高齢者が増えていく中で、この分野だけ一生懸命増やしていかなければならない。京都府だけでも約1万5千人の人材確保が必要であります。そうなりますと、これは現実問題としては、やはり介護ニーズに対応するために、介護を支える多様な人材を確保していかなければ、現実には対応できない事態が来るということも、我々はしっかりと見据えていかなければならないと思っております。その上で、財源の方の懸念もあるという状況でありますけれども、まあ国の方においても経済対策等について、しっかりと手当てをしていくということで、我々も申し入れて、少しずつ改善をされているようでございますけれども、私ども、こうした中で、地域の実情に応じたサービスの推進、介護人材の確保、軽度者への支援や利用者負担のあり方につきましては、これは皆様方の要望も踏まえながら、今、審議会の方に知事会からも委員を出して、地方の意見を申し上げているところでありますし、これからは国に対しまして、この介護の充実に

ついて、意見を申し上げていきたいというふうに思っております。

また京都府自身も、介護保険だけで毎年 300 億円を超える額を負担してがんばっている、その中でちょっと、財源の問題が非常に心配をしているんですけれども、そうはいつでも後退することは許されないう現実がありますので、必死にやりくりをしてがんばっていきたいというふうに思っているところであります。

介護予防生活支援に関する新しい総合事業につきましては、これは高齢者の多様なニーズにきめ細かく対応するために、各市町村が地域の人材を有効に活用していく、それに応じて実情に応じた多様なサービスできる、例えば介護の方の人をお助けするものとして、買い物代行とか、そういう等の家事支援があるんですけれども、これは学校を出た専門の方よりもですね、長い間そうした、地域においてがんばり、家事を十分やってこられた方の方が、十分にできる場合もあると思うんですね。そうした多様な人々たちを、しっかりと、この制度の中でも活躍していただくという、そういうあり方というのは、私は一つのあり方ではないかというふうに考えている次第であります。

新しい総合事業につきましてはの上限でありますけれども、事業の運営の結果として上限を超えた場合には、これは個別協議の仕組みも設けられておりますので、高齢化の進行やサービス資源の状況等が地域で異なっておりますので、市町村が地域のニーズに合った事業を確実に実施するためにも、必要な事業費がしっかりと交付されるよう、国に対して強く要望を行ってまいりたいと考えているところであります。

介護予防につきましては、これは非常に私も重要であるというふうに思っております、そのために京都府も、いろいろな取り組みを行っているところであります。京都式介護予防総合プログラムというのを府立医大の開発で展開をしております、こうしたとりくむ市町村に対しましては、養成にかかる経費ですとか、府独自の総合交付金による支援などですね、介護予防の更なる普及に全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。なお、チェックリストでありますけれども、これは迅速に地域支援事業のサービスにつなげるために、日常生活関連動作や運動機能を把握するためのチェックリストでありまして、それ自体が要介護認定申請を妨げるものではありません。市町村に対しましては、チェックリストのみの対応で終わるのではなくて、他の介護サービスを必要とされる方には要介護認定の申請を促して、適切な対応を行うよう、市町村担当者会議等においても助言・指導を行っているところであります。

【島田・指摘要望】 ご答弁ありがとうございました。

私が最初にお聞きしたのは、医療も介護も、お金がないとサービスが受けられないような厳しい現状に対して心を寄せていただきたいと、その認識を伺ったんですが、そこは答えずに、もっぱら財源論でありますね。ご努力は認めますが、社会保障だけは目の敵にするというね、これもおかしな話でございます。時間がありませんので、やはり先ほど提案した内容について、主体的な判断もちろんありますが、一緒になって、連携してですね、絵に描いた餅にしないように、がんばって取り組んでいただきたいというふうに思っております。

医師確保についてですが、「医療センターで脳を治療してもらい、リハビリは綾部に行かなければならない。高齢化の中で大変だ」。舞鶴市民の声が多数出ております。脳卒中や脳挫傷等は舞鶴医療センターが対応しているが、整形外科医がいないために、交通事故等の多発外傷に対応できない、これは中丹医療再生計画当初の課題でありましたが、現在も解決されておられません。機能分担と連携という計画そのものが、検証が必要だと思っております。丹後も含めて重要な拠点ですから、ここにも整形外科医をきちっと配置すべきではないでしょうか。さらに、休日急病診療所の医師確保について、舞鶴市から医師派遣の要請があったものの、市町村の仕事だと、京都府の府立医科大学も応えておられません。計画の当事者として、最後まで責任を果たすべきと考えます。指摘・要望をして、次の質問に移りたいと思っております。

老朽原発の稼働延長・原発再稼働にキッパリ反対せよ。

【島田】 原発と住民避難計画について質問します。

福島原発事故で、原発が抱える危険性と事故被害の深刻さが明らかとなり、「原発安全神話」は完全に崩壊しました。再稼働反対が国民多数の世論となってまいりました。司法の場でも画期的な判決が相次いでいます。2014年5月、福井地裁は「生存権を基礎とする人格権」が奪われる可能性があるとして、大飯原発の運転差し止めを命じました。

本年3月には、大津地裁が、福島第1原発事故の原因究明が「道半ば」であるとして、「原因究明を徹底的に行うことが不可欠」であり、「避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれる」などと指摘をしました。運転中の原発が初めて止められる事態となりました。政府と電力会社は、原発再稼働を断念すべきであります。

さて、住民の怒りが沸騰しているのは、高浜原発1・2号機、美浜原発3号機などの老朽原発の運転延長問題です。

これについて知事は、8月23日に開催された地域協議会で、「疲労がたまる接続部などを実証して検査しないと、安全性はわからない。理論値と違う事態が起こればだれが責任を取るのか」「40年経過したものを動かす必要があるのか」と疑問を呈されたそうです。それならば、「高浜原発1・2号機の再稼働は断念せよ迫るべきではありませんか。九州電力川内原発を抱える鹿児島県の三反園知事は、熊本地震後の県民の不安に応え、川内原発の停止を求めておられます。京都府知事としても、老朽原発をはじめとする原発再稼働は認められないとの立場を明確にすべきです。いかがですか。

次に、避難計画についてです。8月27日には、高浜原発の過酷事故を想定した広域避難訓練が行われました。新聞各紙が「実効性に疑問」「渋滞、人員課題山積み」などと報じました。30キロ圏内の府内避難対象者は7市町で12万5000人ですが、参加住民は5市町400人に限定でした。大地震による事故を想定しながら、家屋の倒壊、道路の損壊はほぼ想定せず、30キロ圏内は屋内退避、行楽シーズンをはずし、移動はバスに限定されました。府道が土砂崩れで寸断されたことを想定して船で避難する訓練は悪天候で中止になりました。訓練の目的は「避難計画の実効性の検証」でしたが、これで検証したといえるでしょうか。

そこで伺います。訓練で明らかになった避難計画の問題点と課題はなにか、実効性をあげるために、今後どのような対策をとられるのかうかがいます。

そもそも、新規規制基準は住民の避難計画を審査の対象にしていないことが大問題です。こうした基準のもとでの再稼働と老朽原発稼働延長に反対すべきと考えます。

私は地元の市会議員さんと一緒に、5キロ圏内とこれに準ずる松尾や野原など山間部の集落へ伺いました。住民の方からは、「避難路は1本しかなく、道路が寸断されて避難できるとは到底思えない。せめて、被ばくの危険から住民を守るために、防護施設でも作っていただきたい」とのことでした。関電や国に拠出を求め、防護施設の設置を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、安定ヨウ素剤の事前配布について、避難時集結場所の小中学校や障害者施設などにあらかじめ分散備蓄し、住民への説明や問診表などを活用して緊急時の対応に備えるべきです。とくに、乳幼児と小中高生については学校健診等を活用し、服用ができるかできないか、確認しておくことが必要と考えます。

高浜原発から50キロに位置する兵庫県篠山市では、医師会の協力も得て、この1月から配布が始まっております。島根県でも、30キロ圏内の住民への事前配布を決定いたしました。京都府においても、少なくとも30キロ圏内の住民に対し、安定ヨウ素剤の事前配布をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

【知事】 まず原発の問題についてでありますけれども、京都府といたしましては、これまでから国に対し、再三、原発の安全性の確保などを求めてきておりまして、とくに高浜1・2号機など40年を超過した施設については、これは原則廃炉にすべきであり、そして国において責任を持って慎重に対応すべきだということを求めてきております。こうした中で、本年6月に、原子力規制委員会が高浜1・2号機の運転期間延長を認可しましたので、すぐに高浜発電所に係る地域協議会を開催し、運転期間延長の審査内容や安全対策について、原子力規制長や関西電力から直接説明を受けました。しかしながら、ま

だ納得できるという状況ではありませんので、UPZ 圏内の市町村長や京都府の原子力防災専門員の意見を取りまとめ、文書による質問を行っているところであります。原発には賛否両論があるんですけども、私はこうした積み上げ、積み重ねというものをきちっとやっていかないと、いかなるものも説得力は、納得は得られないのではないかなというふうに思っております。まあ鹿児島県の知事も申し入れたんですけど、すぐ拒否されて終わってしまっているという現状ですんでね、そういった点ではやっぱり、国民の安心・安全を第一に、地域協議会を通じて、これからも説明と慎重な対応を強く求めていきたいという中で、我々としての対応をしていかなきゃならないというふうに思っております。

次に原子力防災訓練の課題等についてでありますけれども、昨日、小原議員にもご答弁しました通り、今回の訓練ではですね、全体としてはそれなりにできたと思うんですけれども、初めての訓練でありますから、やはり複数の避難手段の確保ですとか、避難待機時の検査、スクリーニング検査ですね、こうした体制などさらに丁寧に対応すべき課題が生じているというふうに思っております。これはこれから、国の方も検証して、そしてそれを避難計画の方に盛り込んでいくという話になっておりますけれども、私どもも、国及び関係市町村とも連携してですね、さらに多様な避難手段の確保でありますとか、そうした説明の徹底ですとか、こうしたことに取り組んで、避難計画をよりよいものにしていきたいというふうに思っております。

新規制基準についてでありますけれども、国は基準に適合している原発については、これは閣議決定で再稼働を進めているわけでありまして、避難計画につきましても、原子力防災会議で承認をされております。私どもは、全国知事会の提言を行いまして、こうした中での避難計画の具体化、充実化に向けてやっていくということに対して、政府もそれを受けてがんばるというふうには答えてくれています。ただ私はやはり、そのこうした全体の流れが、きちっと地元、私どもは地元と思っておりますけれども、そうした都道府県、そして舞鶴市をはじめ関係市町村も、システムとして、制度として担保されていかなければ、本当の意味での理解はありえないという立場ですから、その中で法的整備を含めた、国が責任をもって取り組みを進めるようですね、強くいま求めているところであります。

次に、PAZ 圏の住民の避難につきましても、全面緊急事態でここは即時避難となっているんですけれども、孤立した場合には、これはヘリ、船、そして道路もいち早く開いていく、こうした多様な手段をしっかりと講じていく、そして道路自身についても、今国に対しても強く求めていますけれども、避難道路の整備というところをお願いをしていくなかで、安全を確保していかなきゃならないというふうに思っております。放射線の防護施設退避なんですけれども、舞鶴市では、全額国の補助で整備した高齢者・障害者施設、公民館など5施設を、PAZ 圏住民の退避施設としても活用するとされています。これは PAZ の場合には、なぜそうした施設に避難するかという、最初にドッと出た時のブルームをやり過ごすためにそういう施設に避難をする、というのが UPZ 圏内の避難のあり方です。PAZ はやり過ぎしがたないので、とにかく早く避難しなければならないという前提があるということをご理解いただきたい。ですから舞鶴市も、PAZ までまず防護施設を利用していくんだという形を取っていると思います。そのなかで、これはやっぱり地元の住民の皆さんの意思も、また舞鶴市の意思も確認をしていかなきゃなりませんけれども、どういうものなのかを確認して、その中でどういうことができるのかというのは協議を進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから安定ヨウ素剤の備蓄と配布でありますけれども、このところはですね、備蓄場所や配布、これは市町村がやられますので、我々技術的な支援ですとか、いろいろな面でこの辺りを支援してほしいという具体的な話があれば、当然対応していくことになっていきますけれども、一番地域の実情をしっかりと把握されている、まず市町村というものを大切にしなければいけない、ここができないとか、ここが難しいという話になったときに、我々がやっぱり出ていく形になろうかなというふうに思っております。その中で、舞鶴市では大浦小学校を避難集結場所として、安定ヨウ素剤の備蓄場所である保健センターからの搬送訓練ですとか、事前に配布した簡易問診票を用いた安定ヨウ素剤の配布訓練が実施されております。こうした訓練を通じまして、各市町村では分散備蓄も含めた、備蓄場所の見直しですとか、また服用直前の薬剤アレルギーの有無の確認など、服用までの手順の検討が進められているところであります。これはやっぱり、誤飲ですとか、紛失リスクがあるとか、歳によってアレルギーの状態も変わっ

てまいりますのでね、そうしたことを総合的に考慮しなきゃいけないので、一概に事前配布がすべていいということではないんだというふうに思っております、こうした点も含めて、関係市町村のご意見も聞きながら、私達としましては、よりよい方向というものを、探っていきたいというふうに思っているところであります。

【島田・再質問】 まず、原発再稼働問題です。高浜1号機は、若狭原発の中でも最も危険と言われ、2号機は今日のニュースにもありましたように、原子炉圧力容器の強度不足が疑われております。美浜原発は2004年、11人の死傷者を出した原発です。この原発を動かされたら、自分たちは見殺しにされた思いだと、松尾の方がおっしゃっております。もう一度明確にお答えください。老朽原発の延長は認めるのか認めないのか、先ほど40年(超え)反対だとおっしゃったので、再度ちょっとここは伺いたい。大事なところなんです。

【知事・再答弁】 まず原発でありますけれども、40年について原則廃炉というのは国の方針のほうであります。それを要するには、きちっとした理由がなければならぬ。そうした点を、私は今、国に対し、また関西電力に対して、強くただしているところでありますので、そうした説明をしっかりと受け止めて対応をしていく。私は、あくまで慎重な対応をいま求めているところであります。

破たんしたスタジアム建設計画。府民不在の計画変更は許されない 白紙に戻し、一から検討を

【島田】 次に、京都府が亀岡市に建設を計画している大規模球技専用スタジアムについてです。

当初、知事が決定した予定地では建設できなくなり、隣接地への変更が住民不在ですすめられていることは重大です。当初計画発表後、治水対策や国の天然記念物アユモドキの保全、水源である地下水の汚染対策、交通対策、財政負担など、地元亀岡市議会でも大問題となっており、各界から懸念の声があり、わが党も繰り返し、それらの問題を指摘し、計画を見直すよう求めてきました。新しい予定地も基本的には同じ課題があり、事業の進め方に大きな問題があります。

第一に、予定地の決定過程です。2011年10月、亀岡、京都、城陽、舞鶴の4市と京丹波町が候補地として名乗りを上げましたが、2012年5月には、亀岡、京都、城陽の3市に候補が絞り込まれ、用地調査委員会の検討の結果、同年11月、三候補地とも、一長一短あり課題があるとして、結論が見送られました。亀岡市については、遊水機能、防災対策、アユモドキ保全環境などの問題が指摘をされてきました。ところが、同年12月26日の京都府議会全員協議会で、突然、知事が「亀岡市に決定した」と発表しました。様々な課題や懸念の声に耳を貸さず決定した知事の責任が問われているのではありませんか。

しかも、当初、候補地の条件は市町村が無償で提供することでした。亀岡市は用地費をすでに14億円支出し、建設予定地の変更で、あらたに、用地買収に34億円かかるとして京都府へ要望され、市の要望にこたえ、京都府が財政支援するとしています。住民への新たな負担の問題とともに、候補地に手をあげた他の自治体に対しても不公平不公正であります。

第二に、変更されたJR亀岡駅北側用地にも重大な問題があります。

知事の用地決定から9か月後の2013年9月16日、台風18号が襲来し、開発予定地含む282ヘクタールが水没し、亀岡駅ホーム線路にも濁流が流れ、線路南側の住宅街を中心に366戸が床上床下浸水被害を受けました。亀岡盆地は水害との闘いの歴史があります。当地は浸水常襲地です。元京都大学防災研究所所長で淀川河川整備計画委員長も歴任された今本博建京都大学名誉教授は「計画地を変更しても、どちらも川の中。桂川改修計画は作られたが実現の目途はたっていない。今後も河川の氾濫が予想される遊水地を埋め立てれば、洪水調整機能も低下する。遊水地開発に行政が突破口を作ることは問題だ。ばかげた計画だ」とまで厳しく指摘されています。

日本魚類学会など56の環境保護団体からも、関連工事によるアユモドキへの影響を慎重に考慮し、

生息地に深刻な影響を及ぼさぬよう、環境影響調査を厳密に行うよう、国へ意見書を提出されました。こうした厳しい指摘があるのに、十分な検証がなされていないではありませんか。

第三に、こうした経過や計画変更について、知事は、議会にも住民にも説明をされていないことです。154億円の建設費について、「本体建設工事費の見直しで安くなる、全体の予算フレームはそのままで行く」ということですが、新しい用地で設計も変更するのですから、その積算根拠については、本来、議会と住民に説明するのは当然です。以上のことから、計画はいったん白紙に戻し、一から検討すべきです。いかがですか。お答えください

【知事】 京都スタジアムについてでありますけれども、なんかあれなんですよ、あの、たぶん議会においても委員会等で説明をしてるというふうに思うんですけども。ですから議会の方においても設計費も認めていただいた。また亀岡市議会もですね、別に反対議決をされてはいないんですよ。亀岡市議会としてはオーケーを出されているということは、一番議会が住民の代表ですから、その点でその、これは議会軽視ではないかなと僕は思いますよね、今の島田議員のお話というのは。私どもは今まで、これはものすごく丁寧にやっています。つまり京都府におけるスポーツ施設の在り方懇話会を立ち上げてどういうスポーツ施設が必要か、その中で、スタジアム整備を要望する48万人のみなさんの署名をうけて、じゃあスタジアムをつくらうじゃないかと。しかし、京都府が一方的に判断をするのではなくて、市町村の皆さんとの協力のもとにやろうということで公募をさせていただいて、ご指摘のように応募が出てきて、今度は専用球技場用地調査委員会が設置されました。そして選定を進めたんですけども、最終的に結論は、これは京都府に預けますよと。ただ、点数が一番高かったのは亀岡なんですよ。それは見ていただくと解ると思うんですけども。そうした中で私は最終的に判断を、これは最終責任者ですから、ここで判断をしなかったら誰が判断するんですか。これは私の判断でそこでやると。ただ、それにおいても、出来る限り住民説明や議会のみなさんに対する説明をするために、さらに環境保全の専門家会議を設けて、ここでしっかりと実証実験を重ねてそれを公開していつているわけですよ。これほど丁寧に公共事業をやった例っていうのが他にあるならぜひとも教えていただきたいと思うんですよ。

そうした中で、同会議の座長提言が出されたわけですよ。こっちの方がいいよ。そうなってくると私どもも、そこからじゃあ決めたから、一回決めたからそれに固執するなんてことはせずに、まさに専門家や依拠をやってきて、そしてそれをやる場合にも今度は亀岡の地元の理解を得なきゃいけないので、地元の住民説明を行って自治会などの理解を協力を得て、土地区画の事業組合のみなさんもじゃあそれなら土地を出しましょうという協力を得て、これだけ住民説明、住民理解を得て、そして今度は亀岡市議会の方でそれをどうするか判断をされる。私どもで決めれる訳ではないんですよこれ。そういう形を積み重ねて初めてこのスタジアムが出来るわけでありまして、どこが一方的で、どこが亀岡市を無視してるのか、だったら、そこはまたご指摘いただきたいんですけども。これは、もう私はある面で行きますと、これほど丁寧にやって、そして専門家を入れて、そしてその中で提言が出ればそれを踏まえた形で行動していくという点では、私はこれからの公共事業のモデル的なケースだというふうに考えておりまして、その中で早期にスタジアムの実施をしていきたいと思っております。

そして、スタジアム建設時の治水対策でありますけれども、これは河川の改修事業の進捗によりまして、きちっと治水安全度の確保が図られたなかで、これは都市計画決定の手続きを経て市街化区域に編入されて、もう盛り土もされている土地のところに建てるわけですから。それで、これからやるわけではないですよ。盛り土もされてるんですよ全て。そういう所にやっていく訳であります。そしてそれについては、しっかりと治水の専門家も入れてやってきている訳でありますので、標高90.5m以上の造成で計画されていますから、この高さでは整備済みの駅前道路、平成25年の台風18号の出水でも浸水していない状況があります。それはあの、安全とかそういうのをやっていきますと、日本の場合にはですね、がけ崩れもない、津波もない、そして洪水の被害もないところって、浸水想定区域図を見ていただくと解ると思うのですがほとんどないんですよ。その中でどこで補うかという判断をやってそれはきちっとした手続きを経て今回も行っている事はご理解いただきたいと思っております。

アユモドキの保全対策につきましては、今回の決定は今までにない、ナショナルミニマムの、ナショ

ナルトラスト的な観点からですね、しっかりした対策ができるようになりましたので、ここは専門家会議のみなさんも非常に評価をされているところでもありますけれども、さらに地下水の問題等ですね、専門家会議の意見も聞きながら、私どもはこれからも取組を進めていきたいと考えているところです。

【島田・再質問】 スタジアム問題についてですが、台風 18 号が襲来したとき、迫りくる水に胸までつかって、おばあさんを逃がし、子どもを避難させたり、妊娠中のお母さんが小さいお子さんを抱えて一晩中、恐怖の一夜を過ごされたことをご存知でしょうか。大雨警報のたびに不安から引付を起こす子どもがでてきて、お家を引っ越しをされた方もあるのです。洪水調整機能という点では、スタジアムだけ安全になっても新名神高速道路の公共事業残土まで搬入をして盛り土をしている訳で、これは絶対に危険です。ですから、本当にこれで治水対策は万全だと責任が持てるのかどうかということです。そして現に住民の理解が得られていません。2つの裁判が闘われておりますので、この点を指摘しているわけです。再度お答えください。

そして今の答弁がありましたように、地下水保全対策、アユモドキ対策の時間がかかると場所を移されましたが、現行地も同じ課題があると指摘をしておりますので、現に検証が行われていないということを奇しくも今答弁をされました。もう一度明確にお答えください。

【知事・再答弁】 あの、すごい情緒的な質問になってしまっているんですけども、別にですね、亀岡の所って、あれ、名神の残土を何故入れたかと申しますと、あれ以上ですね、掘れないんですよ。掘ったら嵐山の方が溢れてしまうので。だから、河川を掘って実は盛り土をしている部分があって、その部分では河川の治水度をあげながら、あのスタジアムの建設にいつてるんですよ。で、これ以上やったら今度は京都市の方が危なくなってしまうというギリギリまでやってるんです。そしてその中で、都市計画決定もされてるんです。そのねえ、河川だからなんか危ないとか言ってしまったら、河川なんか何にもできないじゃないですか。そうしたらこれから亀岡の発展はどうするんですか。そういう点について、ちょっと、あまりにもその、あの、お子さんをお持ちの方かですね、そういう方の不安をあおる形ですね、私もあの、いろいろな所の洪水被害に対してはすぐに行ってやっております。ただ、現実においてはハードで出来る部分、ソフトで出来る部分、限界があるんですね。そうした中で、ハードで出来る部分はここまでですよ、そしてソフトでここまでお願いしますという中でやっているわけでありまして、そうしなければ、一切住むところも無くなっちゃいますよ、この日本は。そういう現状においてですね、我々は安心条例をつくって、ソフトとハードの全体でやっているわけですから、もう少し理論的なですね形で、例えばこれだけ治水度が下がったじゃないかと、何パーセント下がったってことを言っていたきたい。河川改修によって治水度は上がっているわけです。それを確認してやりますんで。治水度が下がったとおっしゃるならばその根拠を示しておっしゃるべきではないでしょうか。そうした中で、私どもはさらに丁寧を期すと。丁寧に丁寧を期しているから、これからやっていく最中でも、常に環境保全の専門家の意見を聞いてやっていく。そしてその時には、決めなければ聞くこともできないじゃないですか。そうした点で、きちっと決定をし、ただし我々は常に、より良い方向があれば常に改善をしていきますよということを申し上げながら公共事業をやっていることはご理解いただきたいというふうに思います。

【島田・指摘要望】 スタジアム問題につきまして、情緒的だとおっしゃいましたが、現実には起こっていることなのです。河川改修が行われて治水度が上がったのでということで嵩上げをしないで造った住宅が今回浸水しているんです。危ない危ないと言われて嵩上げた住宅の横に嵩上げをしないで住宅をつくり、そこが浸水しているんです。だから安全だと言われても住民は納得ができないのです。先ほど、京都大学名誉教授の今本先生のお話も紹介しました。環境の専門家からもたくさん指摘がございますので、白紙から見直して、子どもたちに希望や夢をはぐくむスポーツ施設がこんな形で進められてはなりません。何が何でも建設ありきはやめて見直していただきたい。住民の声を聞いていただきたいと指摘要望をしておきます。

「高校再編先にありき」の姿勢を改め、生徒や保護者、地域住民の声を丁寧きけ

【島田】最後に高校問題でございます。口丹以北の府立高校の再編・統廃合について質問します。

府教育委員会は、生徒減少を理由として、宮津高校と加悦谷高校、網野高校と久美浜高校を統合し学舎制、キャンパス化とすること、伊根分校と間人分校をなくし、弥栄分校に統合し、「京都フレックス学園構想」に基づく昼間二部制の定時制高校を新設する等を提案され、7月に宮津市、与謝野町、京丹後市の合計5会場で小中学生保護者などを対象に公聴会を開催されました。

私も公聴会に参加させていただきました。5会場で約290名の参加者がありましたが、保護者の参加はわずかに76名、丹後通学圏の小中学生7,272名ですから1.1%です。ある保護者は、「子どもが持ち帰った案内をたまたま見て参加した。地域の行事と日程が重なり、保護者の参加が少ない。中学校区単位での公聴会を開催してほしい」との要望が出されました。公聴会ではキャンパス化について疑問や否定的意見が相次ぎました。

保護者からは「定員が減れば地元の高校に行けなくなる。遠くの学校に行くことへの不安がある。3年間過ごした学校で卒業式ができないことやインターネットに頼らなければならないことはデメリットとしか言いようがない」の声がありました。また、部活動について、宮津高校と加悦谷高校は約13km、網野高校と久美浜高校は約20kmも離れていますが、「現状でも部活が終われば帰りの交通がないもとの、親が車で迎えに行っている。キャンパス間の移動をどう考えているのか」などの意見が出されました。「なぜ遠い網野と久美浜をキャンパスにするのか。網野と峰山、久美浜と峰山の方が距離的には合理的ではないか」との質問にも、まともな答弁がありませんでした。

また、キャンパス化の理由について、「学校が小規模化すれば学校行事や生徒会活動の活力が乏しくなる」との説明には、現場から「弥栄分校では中学時代は不登校などの課題を抱えた生徒が多いが、1学期は全員が高校に登校している。小規模校だが行事も取組も活発だ。小規模校を調査したのか」との質問に、「小規模校の具体的な調査はしていない」と根拠を示すことができませんでした。

なにより、生徒や保護者にとって一番関心の高い再編後の学科編成や教育内容、生徒の願いがどう実現し、地域の高校の役割はどうなるのかなどについては具体的な説明が最後までありませんでした。こうした中、7月14日には、京丹後市議会が、府教育委員会に対し、地域住民の声をしっかり聴くことや丁寧な説明を求める意見書を全会一致で可決し、府教育委員会にも届けられたところでした。

そこで伺います。府教育委員会は、「高校再編先にありき」のやり方を止め、中学校単位で少なくとも説明会を開催するなど、生徒や保護者、地域住民の要望や意見に耳を傾けるべきと思いますが、いかがですか。

「小中学校の統廃合で地域が寂れている。子どもが減るから統廃合でなく、きめ細かな教育をしてほしい」、「どの高校にも普通科を残してほしい」、「生徒減少をチャンスに変え、30人学級など少人数教育を充実するために教育条件整備をしてほしい」との熱い要望が出されています。小さくても子どもたちが輝く学校づくりを支援することこそ府教育委員会の重大な責務であると考えますが、いかがですか。

【教育長】生徒減少期における府北部地域の府立高校の在り方の検討についてであります。地域の将来を担う人材育成のための魅力ある高校づくりに向けまして、これまで検討を進めてきたところで、7月に丹後地域5か所で公聴会を開催したところでございます。昨日、尾形議員にお答えいたしました通り保護者の方の参加が少なかったことから、小・中学校の全保護者対象のアンケート調査を実施するとともに、改めて保護者のみを対象とする懇談会を丹後地域5か所で開催することといたしております。公聴会やアンケート、懇談会でのご意見、今後の議論等を踏まえながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

また、丹後地域におきまして、生徒数が大幅に減少していく中で、高校教育の質を維持向上させてい

くためには、一定の学校規模を確保し、学校全体の規模が小さくなることにより生じます様々な課題を出来る限り解消する必要がございます。そのため、学舎制を導入いたしまして、今ある高校をそれぞれ学舎として活用する中で、各学舎間で教育課程の連携を図り、教員が移動して両方の学舎で指導するなど、生徒の進路希望に応じました授業選択の幅を広げるとともに、合同で学校行事や部活動を行うなど学舎間で教員や生徒が一体感を持って取り組むことにより、教育環境の充実をめざしてまいりたいと考えております。

【島田・再質問】アンケートが実施中で16日に締め切って17日から保護者会説明会を行うそうですが、なぜ保護者会、保護者のみなのか。非公開なのか。地域や教職員を排除するのか。その理由について端的にお答えください。

【教育長・再答弁】先ほども申しあげましたように、保護者のご意見をできるだけ丁寧にお聞きするために、より聞きやすい形をとらせていただきました。以上でございます。

【島田・指摘要望】高校は地域の宝です。ぜひ公開にして、高校生自身にもお聞きになって、地域や教職員の声、保護者の声をしっかり聞いて丁寧に議論を進めていただきたいと思います。

最後になりましたが、医療・介護・原発、スタジアム、高校統廃合など、どれも子供たちや孫たちがこの地域に安心して住み続けることができるのかどうか、故郷、地域の未来にかかわる大問題です。地方自治体は住民の福祉の向上を第一にすることが役割だと法律にも明記されています。効率化優先で、過疎高齢化の地域を切り捨てるのではなく、しっかりと市町村も住民も支えていく京都府政になるよう、強く求めて質問を終わります。

【他会派の代表質問項目】

9月14日

■池田正義（自民・舞鶴市）

1. 日本海側国土軸の形成について
2. 文化庁の京都移転等について
3. 府内のスポーツ振興について
4. 農林水産業等について

■尾形 賢「(自民・京田辺市及び綴喜郡)」

1. 府北部地域の人口増にむけた取組について
2. 観光誘客等の取組について
3. 国家戦略特区の活用について
4. 教育問題について

■小原 舞（民進・舞鶴市）

1. 本会議の北部開催と防災について
2. 府北部地域の将来展望について
3. 農林水産業振興と鳥獣被害対策について
4. 女性の活躍、働き方改革について
5. 介護人材について

9月15日

■林 正樹（公明・山科区）

1. 国の新経済対策を踏まえた本府の中小企業支援策について
2. 日本海側におけるエネルギー供給体制の整備と京都舞鶴港のエコ・エネルギー拠点化の更なる推進について
3. 胃がん対策について
4. 吃音に対する理解促進と相談支援体制の構築について
5. 健康づくりに寄与する都市公園の再整備と活用について

■兎本和久（木津川市及び相楽郡）

1. もうひとつの京都について
2. 医療問題について
3. 道路網整備について
4. 教育問題について